

福岡医発第 573 号 (地)

平成 25 年 5 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

特定の病床等の特例の事務の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医政局指導課長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件については、「医療法施行規則第 30 条の 32 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について」(直近の通知改正につき、平成 20 年 4 月 14 日付け福岡医発第 115 号 (地)) においてご連絡申し上げているところですが、今般、特定の病床等の特例における協議の手続きの迅速化を図るため、別紙のとおり「特例病床算定の留意事項 (補足)」が定められました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 特定の病床等の特例は、医療計画公示後に、病院の開設や診療所の病床設置、あるいは増床の許可申請が行われた場合、政令に基づいて認められた病床数を基準病床数とみなして手続きが行われる制度です。
- 2) 特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」(平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号) において、都道府県医療審議会の意見を聴くこととなっております。また、当該通知において、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めることとされております。この意見の提出に当たって、従来は都道府県医療審議会の意見を附することは求められておりませんでした。今後は、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されることとなっております。
- 3) 病床過剰地域において病床を設けようとする場合、良質かつ適切な医療が

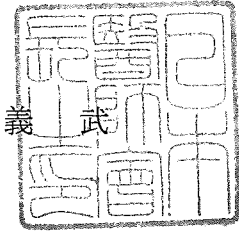
提供されるために特に必要な診療所（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号まで参照）の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 11 における都道府県知事の勧告の対象とならないこととなっております。

平成 25 年 5 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



特定の病床等の特例の事務の取扱について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼がありました。

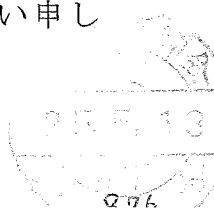
特定の病床等の特例は、医療計画公示後に、病院の開設や診療所の病床設置、あるいは増床の許可申請が行われた場合、政令に基づいて認められた病床数を基準病床数とみなして手続が行われる制度になります。また、平成 10 年 7 月 24 日付同指導課長通知「医療法施行規則第 30 条の 3 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について」（直近の通知改正につき、平成 20 年 3 月 31 日付日医発第 1209 号（地 I 234）の文書をもって貴会に送付済み）により、その留意事項が示されております。

特定の病床等の特例の適用に当たっては、厚生労働大臣との協議が必要ですが、今回の通知は、その手続きの迅速化を図るため、「特例病床算定の留意事項（補足）」を定めるものであります。

また、国の病院開設、病院病床数の増加及び病床の種別変更に際しての都道府県知事から厚生労働省医政局長への意見提出に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取を求めています。

さらに、病床過剰地域における診療所一般病床の設置の特例について、特定病床の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期すよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



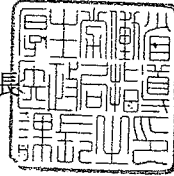


医政指発 0424 第 3 号

平成 25 年 4 月 24 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



特定の病床等の特例の事務の取扱について

標記については、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知いたしましたので、御了知いただくとともに周知方よろしく願いいたします。

<照会先>

医政局指導課医師確保等地域医療対策室

課長補佐 新谷

計画係長 但井

電話：03-5253-1111（内線 2557）



医政指発 0424 第 1 号

平成 25 年 4 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

（ 公 印 省 略 ）

特定の病床等の特例の事務の取扱について

標記については、「医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について」（平成 10 年 7 月 24 日指 43 号厚生省健康政策局指導課長通知）において、その留意事項を示したところであるが、今般、全国知事会からの指摘等を踏まえ、特定の病床等の特例における協議の手続きの迅速化を図るため、協議の際に確認をする項目として別紙のとおり「特例病床算定の留意事項（補足）」を定めたので参考とされたい。

また、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くことになっている。また、当該通知において、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たって、従来は都道府県医療審議会の意見を附すことを求めてこなかったところであるが、今後は、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。

なお、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、

- ① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、
- ② へき地に設置される診療所、
- ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において

良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

そのため医療法（昭和23年法律第205号）第30条の11における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。

＜照会先＞

医政局指導課医師確保等地域医療対策室

課長補佐 新谷

計画係長 但井

電話：03-5253-1111（内線 2557）

別紙

特例病床算定の留意事項（補足）

1. 特例による病床の増加を必要とする理由が明確であること。

※2次（3次）医療圏における当該疾患（事業）にかかる医療の現状と課題、及び課題に対する方針並びに将来見込み（計画）が明確であること。

※医療計画との整合性について記載すること。

※2次（3次）医療圏の状況について、具体的数値等を用いて記載すること。

（例）〇〇医療圏（〇年〇月〇日現在）

基準病床数 床、既存病床数 床（ 床過剰）

2. 増床する病床数の根拠が明確であること。例えば、増床する病床数の根拠については、以下の算定式等を参考にされたい。

①「特定の疾患（事業）について地域における入院待機患者数×平均在院日数（疾患別）÷365日」

※入院待機患者については、①待機期間、②病状の程度、③待機場所等について確認すること。

※平均在院日数（疾患（事業）別）は、増床する申請医療機関の当該疾患（事業）の平均在院日数と都道府県又は全国の当該疾患（事業）の平均在院日数を比較して少ない方を使用すること。

②「（増床を行う医療機関の当該疾患（事業）に対応する病棟等の病床利用率－100%）×当該病棟等の病床数」

※病床利用率は1ヶ月単位で算出すること。

※（A）増床を行う医療機関の当該疾患（事業）に対応する病棟等の平均在院日数が（B）都道府県平均と全国平均を比較して少ない方を上回る場合、増床予定数にB/Aを乗ずること。

③「疾患（事業）別圏域外流出患者数×平均在院日数（疾患（事業）別）÷365日」、「疾患（事業）別圏域外救急車搬送流出患者数×平均在院日数（疾患（事業）別）÷365日」

④NICUやGCUの増床に当たっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。

NICU：総出生数（都道府県内）／10,000人×30床

GCU：総出生数（都道府県内）／10,000人×30床×2倍

により算定するとともに、医療従事者の確保予定や施設の構造上の制約等を踏まえ、増床する病床数を明らかにすること。

※増床にかかる人員の確保については、現状、増床後の必要数及び体制（増員（予定）数）がわかるようにすること。

また、①～③については、同一2次医療圏における当該疾患（事業）に対応する病棟等の病床利用率を確認し、病床利用率が低い場合には（90%未満）、その分を勘案して病床数を算定すること。

※病床利用率による調整（病床利用率が90%未満の場合）

・（90%－増床する医療機関の当該疾患（事業）に対応する病棟等の病床利用率）
×病床数＝▲減少病床数

- ・（９０％－圏域内の他の医療機関の当該疾患（事業）に対応する病床等の病床利用率）×病床数＝▲減少病床数

隣接する２次医療圏への流出患者についても確認し、地域の医療機能を強化してもなお必要と認められることを明らかにすること。

３．特例の要件に該当すること。

※平成１０年７月２４日付厚生省健康政策局指導課長通知「医療法施行規則第３０条の３２の３第１項に規定する特定の病床等の特例について」における「第２ 個別留意事項」に該当することを明らかにすること。

(例)

①医療法施行規則第３０条の３２の３第１項 第１号関係

要件	該当状況
①当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。	

４．都道府県医療審議会の意見を附すること。

※医療審議会の意見を記載した書類を提出すること。

※国が開設する病院についても、医療計画の達成の推進や特定病床等の特例の協議との整合性を図る観点から、医政局長からの意見の照会の際には、必要に応じ、都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。

５．過去に特例の適用があった病床が、特例に係る病床として十分運用されていない場合、当該都道府県の特例協議において勘案することがあること。

６．その他参考となる書類として添付するもの

(１) 医療機関の概要

- ①医療機関の名称及び所在地
- ②開設者
- ③診療科
- ④病床数

(２) 病床種別病床数及び変更計画

病床種別	現状	変更計画	増床病床数	増床内容
一般病床				
精神病床				
感染症病床				
結核病床				

(３) 変更予定年月日

平成 年 月 日

(４) 建て替えや工事を行う場合は工事スケジュールを添付